

副本

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1579名





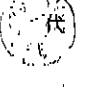


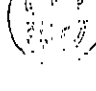
被告 国








準備書面 (2)

平成28年5月31日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

保木本	正	樹	
飯島		努	
岸田	二	郎	
西尾	昭	彦	
宮崎	繁	人	
甲田	憲	治	
小池	走	野	
田辺	昌	紀	

安	元	晶	子	
松	井	和	彦	
矢	田	真	司	
中	島	勇	人	
佐々	木	新	平	
日	笠		紘	
加	本	善	紀	

被告は、平成28年3月7日付け「訴えの変更申立てに対する意見」において、本件訴えの変更申立てのうち、新請求に係る訴えの追加的変更については不許の決定がされるべきである旨述べたものであるが、念のため、上記追加的変更により変更した請求の趣旨に対して、以下のとおり答弁する（後記第1）とともに、当該答弁の理由を述べる（後記第2）。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 請求の趣旨に対する答弁

平成28年4月4日付け原告第9準備書面1項（1ページ）による訂正後の新請求第1項及び新請求第2項に「環太平洋連携協定」とあるのは「TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）」のことをいうものと善解した上で、以下のとおり答弁する。

- 1 新請求第1項及び新請求第2項の訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

原告原中ら12名は、新請求において、TPP協定の締結の差止め（新請求第1項）及びTPP協定の違憲確認（新請求第2項）を求めているところ、以下に述べるとおり、新請求第1項の訴えは、民事上の請求として行政権の行使の差止めを求める不適法な訴えであり、また、新請求第2項の訴えは、法律上の争訟に該当しない上、確認の利益を欠く不適法な訴えであるから、いずれも却下を免れない。

2 新請求第1項（TPP協定の締結の差止請求）の訴えが不適法であること

新請求第1項の訴えは、本訴訟の第4回口頭弁論期日（平成28年4月11

日)において原告らが述べたところによれば、「行政訴訟ではなく民事訴訟として」、「行政権の行使としての内閣の行為である協定の締結について差止めを求めるもの」であり、憲法73条3号本文により内閣の職務の一つとされる条約締結行為の差止めを民事訴訟手続において求めるものであるところ、かかる訴えは不適法である。

すなわち、新請求第1項において差止対象とされているTPP協定の締結は、憲法73条3号本文にいう「条約を締結すること」(TPP協定は、同号本文の「条約」である。)に該当し、内閣の職務の一つであって、行政権の行使そのものであるから、新請求第1項の訴えは、内閣の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものである。

そして、このような行政権の行使に対し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差止めを求める訴えが不適法であることは、確立された判例である(最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ、同裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643ページ)。

したがって、新請求第1項の訴えは、旧請求第1項の訴えと同様、民事訴訟手続においてすることのできない不適法な訴えである。

3 新請求第2項(TPP協定の違憲確認請求)の訴えも不適法であること

(1) 法律上の争訟に該当しないため不適法であること

答弁書第2の2(3)(7ないし9ページ)で述べたとおり、裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により最終的に解決することができるものに限られる。

そうすると、訴えの内容が、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争でない場合や、法令の適用により最終的に解決することができない

場合、当該訴えは、裁判所の審判の対象とならず、不適法として却下を免れない。

これを本件についてみるに、新請求第2項は、TPP協定そのものについて違憲確認を求めるものであるが、TPP協定は、交渉参加国代表による署名を経たにすぎず、いまだ締結されていない上、TPP協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われていないのであって、TPP協定によって原告原中ら12名の権利義務又は法律関係に何らかの影響が生じているとはいえない。

したがって、新請求第2項の訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を離れて抽象的にTPP協定そのものの違憲確認を求めるものであることが明らかであって、付随的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも相いれないものである。

以上のとおり、新請求第2項の訴えは、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に該当しない不適法な訴えである。

(2) 確認の利益を欠くため不適法であること

ア 答弁書第2の2(2)ア(5及び6ページ)でも述べたとおり、民事訴訟制度は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争を解決することを目的とするものであるから、確認訴訟における確認の対象は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係でなければならず、かかる対象を欠く確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法となる。

イ これを本件についてみるに、原告原中ら12名は、TPP協定について、交渉参加国代表による署名が行われ、成文が得られたことにより、「TPP協定による原告らの基本的人権侵害の危険が、よりいっそう切迫したものとなった」(訴えの変更申立書2ページ)などと主張しているところ、前記(1)でも述べたとおり、TPP協定は、いまだ締結されておらず、T

TPP協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われていないのであって、原告原中ら12名の権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在せず、同人らの法的利益は何ら侵害されていない。

加えて、TPP協定について、交渉参加国代表による署名が行われたからといって、被告と原告原中ら12名との間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されるものでないこともまた明らかである。

そうすると、原告原中ら12名の上記主張は、TPP協定に関する交渉について答弁書第2の2(2)イ(6及び7ページ)で述べたのと同様、結局のところ、TPP協定について、交渉参加国代表による署名が行われたことによって、これに反対している同人らの主義が容れられず、個人的な心情が害され、あるいは不安の念を抱いたという域を出ないのであって、同人らの権利ないし法的利益が侵害されるものではない。

したがって、TPP協定によって、現に、原告原中ら12名の有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、TPP協定が違憲であることを確認することが、現在の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争を解決することにもつながらないから、被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切であるとは到底いえず、確認の利益が認められないことは明らかである。

ウ 更にいえば、原告原中ら12名が、TPP協定によって何らかの法的利益が侵害されたというのであれば、これを理由として国家賠償請求を求めれば足りるところ、現に、原告原中ら12名は、本訴訟において、かかる理由により国家賠償請求訴訟を提起しているのであるから、これとは別個にTPP協定そのものの違憲確認判決を求めることが必要かつ適切であるとは到底いえず、やはり確認の利益は認められない。

エ したがって、新請求第2項の訴えは、確認の利益を欠く点でも不適法である。

第3 結語

以上のとおり、新請求第1項の訴え及び新請求第2項の訴えは、いずれも不適法であるから、直ちに却下されるべきである。

以 上